

昭和 54 年 6 月 28 日

大阪府教育委員会

委員長 外 山 修 殿

大阪府学校教育審議会

会 長 西 田 文 夫

定時制教育分科会

分科会長 金 子 照 基

大阪府における定時制教育の今後のあり方
について（答申）

本審議会は、大阪府教育委員会から諮問された「大阪府における定時制教育の今後のあり方」について、昭和 52 年 7 月以来、定時制教育分科会において慎重に審議を行った結果、次のような
結論を得たので答申します。

高等学校の定時制の課程は、教育の機会均等の理念のもとに、主として勤労青少年を対象とする教育機関として設置され、重要な役割りを果たしてきた。

しかし、近年、高等学校の全日制の課程への進学希望者が著しく増加したこともある、定時制の課程への進学希望者は大幅に減少するとともに、入学した生徒の学習到達度や生活態度などの多様化傾向が顕著となるなど、種々の問題が生じてきている。

当分科会は、定時制教育のこのような実情について、種々の視点から分析し、今後の定時制教育の充実振興の方策について検討を行った。

1 定時制教育の現状と問題点

いわゆる高度経済成長期以後、高等学校の全日制の課程への進学率が急激に上昇したことに伴って、中学校卒業者のうち府内事業所等への就職者数は、昭和38年度を頂点として漸減し、昭和53年度は昭和38年度に比べ $1/10$ 弱の約7,100人となっており、特に他府県からの就職者の減少が著しい。

このような状況から、府内公立高等学校定時制の課程への入学志願者数も漸減し、ここ数年、募集人員に対し60%余りに留まっている。しかも、志願状況は、地域によってかなりの片寄りがみられ、入学志願者数の極端に少ない学校や学科がある半面、一

部には、募集人員を上まわる学校や学科がみられる。

また、入学者の状況をみると、学習到達度の低い生徒や、昼間、定職をもたないいわゆる不就労生徒などが増加し、現行の定時制教育と生徒の実態や意識との間のギャップも拡大する傾向がみられる。しかも、働きながら定時制の課程で学習することの困難さもあって、中途退学する生徒が多く、4か年間で卒業する者の数は、入学者の約半数に過ぎないのが実情である。

以上のこととは、定時制の課程での学習・生活両面での指導をますます困難にしているとともに、その教育指導の改善と充実の必要性を強めている。

2 定時制教育に対する基本的姿勢

現代のように、知識の増大と技術の革新が急速にすすみ、変ばうの激しい社会においては、これに対応するため、生涯教育を構想する必要があるが、青少年に対する教育についても、この一環であるとの観点に立って進める必要があろう。従って、定時制教育についても、生涯にわたって学習を継続しようとする態度や、それに必要な能力を養うとともに、社会の変動にも主体的に適応しうるような資質の育成を目指し、調和のとれた人間を育てることが大切である。

今日、中学校卒業者の全日制の課程への進学率は、全国平均に

において 90% をこえる状況にあるが、中学校卒業後ただちに勤労に従事するなど、全日制の課程に進学しない青少年が、今後ともなお相当数いるものと予想される。このため、教育の機会均等を目指して設けられた定時制の課程に、これら青少年の就学を積極的に奨励するとともに、就学した生徒に対しては、上に述べたような目標を達成するため、教育指導の一層の改善充実が望まれる。

なお、定時制教育のあり方をめぐって、当分科会においても種々の異った意見が述べられたが、定時制の課程が主として勤労青少年に対し、高等学校教育を保障することを目指して設置されたという本来の趣旨から考えると、制度的には全日制の課程と同格・同質であることを前提としながら、その教育の具体的な実施に当たっては、生徒の実態に応じたものとなるよう、指導組織や指導方法の改善充実について、今後さらに検討を重ねる必要があるものと考える。

3 定時制教育の今後のあり方

(1) 定時制の課程への就学促進について

定時制の課程への志願者数は減少しているが、中学校卒業後就職した者の中うち定時制の課程に入学する者の割合は年々上昇している。しかしながら、高等学校教育の機会に恵まれていない者も少なくないので、できるだけ多くの人びとに後期中等教育の機会を

保障するため、就学相談員制度の充実など就学奨励のための施策を積極的に推進する必要がある。

(2) 適正規模と適正配置について

定時制の課程への志願状況には、地域や学校、学科等によってかなりの不均衡がみられるが、在籍生徒数が定員に近い学校では、生徒の実態から、行き届いた教育を行い難い状況もみられる半面、在籍数が極端に少ない学校では、学校教育の特質である集団教育を効果的に行ううえでの問題点もみられる。

そこで、現状の不均衡を是正し、適切な規模を確保するため、適正規模、適正配置について、さきの本分科会の「中間まとめ」によるほか、次のように措置されることが望ましい。

① 志願状況には、いわゆるドーナツ化現象がみられ、特に府の東北部では、募集人員に対して志願者数が多くなっているので、この地域の募集増について検討すること。

② 大阪市内では、定時制の課程がかなりの密度で設置されているが、いずれも低い志願率となっている実情にかんがみ、学校の規模等について設置者の異なる学校との関連にも配意しながら、検討すること。

なお、①、②のいずれの場合にも、学校規模が過大とならないよう配意する必要がある。

(3) 教育内容、教育方法について

定時制の課程においては、生徒の実態から、できるだけ基礎的、
基本的な学習内容に重点をおいた教育課程を編成し、生徒の興味、
関心にも適合しうるよう教育を進める必要がある。その際、普通
科にあっては、職業生活について認識を深める教育内容が必要で
あり、職業科にあっては、専門教育を軸としながら視野を広げる
よう、普通教育の徹底を図ることに配慮すべきである。また、指
導に当たっては、生徒の勤労体験を生かすよう配意するとともに
生徒の実態をふまえ、学習到達度に応じた指導のあり方について、
例えば、視聴覚教材の活用や、グループ学習の方式など種々の方
法を積極的に検討する必要がある。

(4) 生徒理解及び生徒指導について

定時制の課程においては、生徒の一日の在校時間が全日制の課
程に比べて短かいことに留意し、生徒との接触の機会を多面的に
確保するように心がけ、教師と生徒及び生徒相互間の人間関係を
深めるよう特に配意すべきである。その際、学校における教育相
談機能の一層の充実に配慮する必要がある。

なお、定時制の課程における中途退学者のうち、約半数は入学
後1年以内に退学している実情からみて、特に入学当初における
生徒指導の改善充実に努める必要がある。

また、ここ数年来、いわゆる不就労生徒が増加する傾向にある
が、不就労生徒に対しては、できるかぎり就業させるよう指導す

るなど、教育上の特別な配慮が必要である。

(5) 修学条件の改善と職域の協力について

働きながら学ぶ生徒には、職域の理解と協力を得ることが大切であるので、生徒が勤務する事業所等との連携を一層強める必要がある。

現在、多くの事業所等においては、通学のために時間的な配慮をするなどの便宜が計られているが、修学を更に奨励するため、労働時間や賃金等、労働条件の改善について一層の配慮がなされるよう、関係方面に働きかける必要がある。

(6) 教職員組織について

定時制の課程に学ぶ生徒は、一般に生活範囲も広く、実社会の影響を受けやすい状況にあり、生活実態や学習到達度もさまざまであるので、生徒の指導に当たっては、それに応じた指導体制が必要である。

このためには、教職員の経験年数や年齢構成に配意して、人事の交流を積極的に進めるなど教職員組織の一層の充実を図る必要がある。また、教職員の意欲を高めるよう配慮するとともに、その指導力の充実を目指して、計画的な研修を実施することが必要である。

(7) 定・通教育センター校について

現代における余暇の増大や勤務態様の変化などに伴う生徒の教

育要求に対応し、定時制・通信制教育の一層の充実振興を図るために、学校の適正配置にも配意しながら、定・通教育のセンター的機能を果たす学校を構想することが望ましい。

その形態や組織の細部については更に慎重に検討する必要があるが、センター校の機能としては次のような点が考えられる。

- ① センター校と各高等学校の教育とを有機的に関連させ、生徒の多様な教育要求や期待に応えうるようにすること。
 - ② センター校に定・通教育に関する調査研究や連絡調整のほか、就学促進等の諸機能を集中させ、これを充実すること。
 - ③ 学習上、生活上の問題についての個人的相談と指導の機能をもつこと。
- (8) その他

新高等学校学習指導要領には、「職業における実務等が各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもって各教科・科目の履修の一部に替えることができる」等の措置が定められているが、こうした措置は、今後の定時制教育の充実を図るうえで有意義であるという意見がある半面、高等学校教育の課程と同等に評価することには問題点があるとの意見もあり、これらの取扱いについては、今後なお慎重に検討する必要があると考える。